

別紙14 今後のバス停配置の対応について

- ・バス停の配置や大きさは、今後決定されるため(下図は参考案)、バス停が、本事業の敷地に重なるかたちで配置された場合の対応について示す。
- ・バス停を除くかたちで本事業の敷地境界線を設定する。バス停を除いた分、広場の敷地境界を敷地面積が2000㎡になるように設定する。
- ・建物配置は原則変更しないものとする。
- ・敷地形状の変更に伴う、外構の設計、整備、維持管理・運営等の業務範囲の変更については本事業内で原則無償とし、必要に応じて別途協議とする。

